

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の一部改訂について  
(令和7年4月1日施行)

令和6年12月18日付け健生発1218第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知により、厚生労働省において定められている「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることとなりました。これにより、浴槽水の検査項目のうち、「大腸菌群」が「大腸菌」に改正されます。

なお、原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質検査については、変更ありません。

【原湯、原水、上がり用湯、上がり用水水質基準】

「公衆浴場における衛生管理要領等について」平成12年12月15日厚生省生活局長通知生衛発第1811号

	水質基準項目	水質基準値
1	色度	5度以下であること
2	濁度	2度以下であること
3	pH値	5.8以上8.6以下であること
4	有機物（全有機炭素(TOC)の量)、 又は過マンガン酸カリウム消費量*1	有機物（全有機炭素(TOC)の量は3mg/L以下、又は 過マンガン酸カリウム消費量は10mg/L以下であること
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

※1年に1回以上検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

※温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ衛生上危害を生じるおそれがないときは、1から4までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

\*1 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量

【浴槽水水質基準】

「公衆浴場における衛生管理要領等について」平成12年12月15日厚生省生活局長通知生衛発第1811号

	水質基準項目	水質基準値
1	濁度	5度以下であること
2	有機物（全有機炭素(TOC)の量)、 又は過マンガン酸カリウム消費量*1	有機物（全有機炭素(TOC)の量は8mg/L以下、又は 過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること
3	大腸菌	1個/mL以下であること
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

※ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上。

連日使用している浴槽水は、1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）検査を行う。その結果は検査の日から3年間保管すること。

※温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ衛生上危害を生じるおそれがないときは、1及び2の基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

\*1 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量